迚、行つきて見れば、實にあはれなる筵張の厠とも云べき程なる、ちいさき藁屋のかけむしろを上て内に入、今歸りしと云に、御歸り候かと答ふ、市左衞門も續ひて内に入りけるに、何條乞食とは見へず、其樣子侍の貧窮極し體に紛れなく、内居たる女も、挨拶の樣子女と云べき體なり、火を焚き居たるが、馬の沓を焚たり、市左衞門よく〳〵見屆け、自分の姓名を望みしに依て名乘りける、夫より歸りて委細申し述しに、美濃守聞て、旅仕度にて連立たる段々の仕かた、心掛殊に感じありけり、段々立身して、三年目には三百石に成、小姓頭を勤めける、或時市左衞門が上屋敷の長屋へ侍來り、御目に掛り度由を申す、其體四五百石の身上と見ゆる由を申す、其姓名は聊か覺なしと云ども、通し候へとて坐しきに入り、出向ひたれども、面をも覺えず、見知りたる樣にもあれど、覺束なき由を云時に、客の曰、御見忘は御尤なりとて、先年の事ども申し出し、御主人樣の御式臺へ參上仕り、理不盡なる御無心申し上候、寛仁なる御恩を以て、身命をつなぎ、只今は三百石にあり付、有がたき仕合にて候、御式臺は憚り多く存じ奉り候間、冥加のために、貴殿まで參上仕候迚ぞ歸りける、美濃守にも、百兩の金子拜借仕度と申したる所、盜賊とは思はれず、全く浪人の難儀にせまりたるものと思はれて、憐愍ありし事なりと、家來の物語りなり、

富

富ハ、トミ又トムト云フ、貨財ニ豐カナルヲ謂フナリ、而シテ其之ヲ有スルモノヲ有得人、長者、分限者、若シクハ金持（カネモチ）トモ稱ス、凡ソ富ヲ求ムルハ、人ノ本性ニ出ヅルモ、之ヲ致スニ道アリ、遇〻暴富ヲ得ルモノアリト雖モ、多クハ奢侈ニ流レ易ク、往々ニシテ產ヲ破リ、或ハ慳貪不義ニシテ、爲ニ其身ヲ亡ボスモノモ亦無キニ非ズ、是ヲ以テ高潔ノ士ハ、常ニ富ヲ賤ミテ、足